補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市UIJターン就業・創業移住支援補助金
補助事業等の目標	三大都市圏のうち、転入超過となっている都府県から移住するための費用 を補助することにより、移住者の経済的負担を軽減し、もって諏訪市内の企 業その他の法人(以下「企業等」という。)の担い手不足の解消及び地域課 題の解決並びに移住の促進を図る。
	この取扱基準による補助金(以下「移住支援金」という。)の交付の対象となる者は、(1)の要件を満たす移住をした者のうち、(2)の要件を満たす就業をし、又は(3)の要件を満たす創業をしたものとする。ただし、補助対象経費が移住に関する費用を対象とする国、県又は市が行う他の事業による補助金等の交付決定を受けている場合は、これを交付しないものとする。
	(1) 移住に関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。 ア 移住元に関する要件 次に掲げる住民基本台帳法(昭和42年法律第 81号)第22条第1項の規定により届け出た転入の日(以下「移住日」 という。)の区分に応じ、それぞれに掲げる事項のいずれにも該当す ること。
	(7) 移住日が令和2年3月31日以前である者 a 移住日の直前に、連続して5年以上東京圏(東京都、埼玉県、千 葉県及び神奈川県の区域をいう。以下同じ。)、愛知県又は大阪府 (以下「東京圏等」という。)に在住していたこと。 b 移住日の3月前の時点において、連続して5年以上就労していたこと と(被用者にあっては、雇用保険の被保険者として雇用されてい たこと。(4) bにおいて同じ。)。
補助事業等の 対 象 者	(イ) 移住日が令和2年4月1日以後である者 a 移住日の直前の10年間のうち、通算して5年以上及び移住日の直 前に、連続して1年以上東京圏等に在住していたこと。この場合に おいて、東京圏等に在住かつ通学をしていた者が東京圏等の企業 等に就職した場合においては、当該通学に係る期間を通算するこ とができる。
	b 移住日の直前の10年間のうち、通算して5年以上及び移住日又は 移住日の3月前の直前に、連続して1年以上東京圏等において就労 していたこと。この場合において、東京圏等に在住かつ通学をし ていた者が東京圏等の企業等へ就職した場合においては、当該通 学に係る期間を通算することができる。 イ 移住先に関する要件
	(7) 移住日が平成31年4月1日以後であること。 (イ) 移住支援金の申請が移住日から3月以上1年以内の期間になされたものであること。
	(ウ) 移住支援金の申請の日(以下「申請日」という。)から5年以上継続して市内に居住する意思を有していること。 ウ その他の要件
	(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律 第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、 同条第6号に規定する暴力団員、諏訪市暴力団排除条例(平成24年 諏訪市条例第20号)第6条第1項に規定する暴力団関係者及び警察当

局から排除要請のある者でないこと。

- (イ) 日本人又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)の規定による永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)の規定による特別永住者のいずれかの在留資格を有していること。
- (ウ) その他市長が移住支援金の交付の対象者として不適当と認める 者でないこと。
- (2) 就業に関する要件 次の(A)から(D)までのいずれかに該当する こと。
- (A) 一般の場合

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- ア 就業した企業等が市内に主たる事業所を有すること。
- イ 長野県が開設する求職者を対象とするインターネットサイト(以下「マッチングサイト」という。)に掲載している求人に応募し、 採用されたものであること。
- ウ 就業した企業等が移住支援金の交付を受けようとする者の3親等 以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている企業 等でないこと。
- エ 週20時間以上の無期雇用契約により企業等に就業し、申請日において当該企業等に連続して3月以上在職していること。
- オ イの規定により企業等に応募をした日がマッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以後であること。
- カ 申請日から5年以上継続して当該企業等に勤務する意思を有していること。
- キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の 雇用であること。
- (B) 専門人材の場合

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- ア 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業 又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者であること。
- イ 就業した企業等が市内に主たる事業所を有すること。
- ウ 週20時間以上の無期雇用契約により企業等に就業し、申請日において当該企業等に連続して3月以上在職していること。
- エ 申請日から5年以上継続して当該企業等に勤務する意思を有して いること。
- オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の 雇用であること。
- カ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (C) テレワーカーの場合

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、移 住先を生活の本拠としていること。
- イ 移住前に行っていた業務を引き続き移住先で行うこと。
- ウ 所属先企業等からのデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル 実装タイプ(地方創生テレワーク型)) 又はその前歴事業による資 金提供を受けていないこと。
- (D) 関係人口の場合

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- ア 次のいずれかに該当する者であることを市長が認める者である こと。
 - (ア) 本市に通学、通勤又は居住をしたことがある者
 - (イ) 本市にふるさと納税をしたことがある者
 - (ウ) 本市で二地域居住又は週末暮らしをしたことがある者
 - (I) 本市で地域活動に参画したことがある者
 - (オ) 長野県又は本市の移住施策に参画したことがある者
 - (カ) (ア)から(オ)までに掲げる者のほか、市長が特に認める者
- イ 次のいずれかに該当する企業等であること。
 - (7) 次に掲げる要件のいずれにも該当する企業等
 - a 官公庁等(第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又 は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。) ではない こと。
 - b 資本金の額が10億円以上の営利を目的とする私企業(資本金の額がおおむね50億円未満の法人かつ地域の経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠く場合等の個別に判断することが必要な場合において、市長が必要と認める法人を除く。)ではないこと。
 - c 次のいずれかに該当する法人ではないこと。ただし、bの市長が必要と認める法人については、次に掲げる要件の判定に当たり、資本金10億円以上ではない法人であるとみなしてこれを判定する。
 - (a) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - (b) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - (c) 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人
 - d 本店所在地が諏訪地域又は松本市若しくは伊那市にある法人 であること。
 - e 雇用保険の適用事業主であること。
 - f 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23 年法律第122号)に定める風俗営業者でないこと。
 - g 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。
 - h 市税等の未納がないこと。
 - (イ) 長野県が認証した職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業等
- ウ 次のいずれにも該当する要件等で就業している者であること。
 - (7) 就業した企業等が市内に主たる事業所を有すること。
 - (イ) 就業した企業等が移住支援金の交付を受けようとする者の3親 等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている 企業等でないこと。
 - (ウ) 週20時間以上の無期雇用契約により企業等に就業し、申請日に おいて当該企業等に連続して3月以上在職していること。
 - (I) 申請日から5年以上継続して当該企業等に勤務する意思を有していること。
 - (オ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規

	の雇用であること。
	(3) 創業等に関する要件 長野県が定めるUIJターン就業・創業移住支援事業及び地域課題解決 型創業支援事業実施要領に基づく創業支援金(以下「創業支援金」とい う。)の交付決定を受けており、かつ、移住支援金の申請が当該交付決 定の日から1年以内になされたものであること。
補助対象経費	移住に要する費用
補助金等の額 及びその算定 方法又は補助率	予算の範囲内において、400,000円を上限とする。ただし、補助対象者が属する世帯に18歳未満の世帯員を帯同するときは、当該世帯員一人につき1,000,000円を上限として加算することができる。 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 国及び県の補助制度と一体的に実施し、移住に関わる一時的な費用負担の軽減を図るため。
補助事業等の 評 価	補助事業者からの補助金交付申請書兼実績報告書をもとに、補助事業の内容を審査し、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の 開 始 時 期	平成31年4月1日
補助事業等の 終 了 時 期	令和7年3月31日 【終了時期が3年を超える場合の理由】 国のデジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)実施期間による。
情 報 の 公表の方法等	補助金交付額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	(移住支援金の交付の条件) 1 移住支援金の交付の条件は、次のとおりとする。 (1) 申請日から5年以内に、本市での居住が困難となった場合又は就業した企業等に在職することが困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 (2) 県知事及び市長から移住支援金に関する報告及び立入調査を求められた場合は、これに応ずること。 (3) 同一の世帯に属する者が同時又は既にこの取扱基準による補助金の交付決定を受けていないこと。 (移住支援金の返還) 2 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる返還の区分に応じて、当該各号に定める要件のいずれかに該当する場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業等の倒産、災害、病気その他のやむを得ない事情があると市長が認めた場合又はその者が引き続き市内に住所を有する場合であって、申請日から1年以上5年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞し、かつ、当該職を辞してから3月以内に移住支援金の要件を満たす別の職に就いたときは、この限りではない。 (1) 全額返還ア 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けた場合イ申請日から市外に転出し、又は移住支援金の交付を受けた場合

	を辞した日までの期間が3年に満たない場合
	ウ 創業支援金の交付決定を取り消された場合
	(2) 半額返還
	申請日から市外に転出し、又は移住支援金の交付の要件を満たす職を
	辞した日までの期間が3年以上5年以内である場合
	(交付申請及び実績報告)
	1 移住支援金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長が別に
	定める日までに市長に提出するものとする。
	(1) 諏訪市UIJターン就業・創業移住支援補助金交付申請書兼実績報告書
	(様式第2号-1)
	(2) 移住支援金に関する個人情報の取扱い (様式第2号-2)
	(3) 移住支援金の交付申請に関する誓約書(様式第2号-3)
	(4) 就業証明書(移住支援金の申請用)(様式第2号-4)
	(5) 要件証明書 (関係人口の場合のみ) (様式第2号-5)
提出書類	(6) その他市長が必要と認める書類
	(交付決定及び額の確定等)
	2 市長は、1の規定による書類の提出があった場合において、その内容を
	審査し、適当と認めるときは諏訪市UIJターン就業・創業移住支援補助金
	交付決定兼確定通知書(様式第6号-1)により、不適当と認めるとき、又
	は予算上の理由等により当該年度に移住支援金の交付ができないときは
	その理由を付して、諏訪市UIJターン就業・創業移住支援補助金交付申請
	却下通知書 (様式第6号-2) により当該申請者に通知するものとする。
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担当部署	諏訪市 企画部 地域戦略・男女共同参画課 地域戦略係

令和元年 5月20日 制定(令和元年 5月20日 施行)

令和 2年 5月11日 一部改正(令和 2年 5月11日 施行)

令和 3年 5月17日 一部改正(令和 3年 5月17日 施行)

令和 4年 5月10日 一部改正(令和 4年 5月10日施行、令和 4年 4月 1日 適用)

令和 5年 3月15日 一部改正(令和 5年 4月 1日 施行)